

## 大田観光協会と盛り上げる 東京・大田 の“新名物”プロジェクト応募規約

一般社団法人大田観光協会（以下「主催者」という。）が実施する「東京・大田 の“新名物”プロジェクト」（以下「本事業」という。）への応募にあたっては、応募者は、応募申込書又は応募フォームにおいて本規約に同意のうえ応募するものとします。応募は本事業への参加の申込みであり、採択の通知をもって採択事業者となります。

### 第1条（応募資格）

応募者は、次のすべてを満たす事業者とします。

- ① 製造・加工・販売・提供拠点等のいずれかが大田区内にあること。
- ② 商品・メニュー等の販売または提供の方法を有していること。
- ③ 法令及び公序良俗に反しない事業活動を行っていること。

### 第2条（応募内容）

1. 応募できる企画は、大田区の魅力発信につながる商品、飲食メニュー等とします。
2. 応募内容は応募者自身が企画したものとし、第三者の権利（著作権、商標権、意匠権、特許権その他一切の権利を含む。）を侵害しないものに限り、第三者との間で紛争が生じた場合、応募者は自己の責任と費用でこれを解決し、主催者に損害を与えないものとします。
3. 応募・選考に要する費用は無料とします。
4. 応募内容の秘密保持について保証されません。特許・商標等による保護が必要な場合は応募者の責任において対応してください。

### 第3条（選考）

1. 応募企画は、主催者が定める選考基準により審査を行います。
2. 選考結果は応募者へ通知します。
3. 選考の経過及び内容に関するお問い合わせには応じられません。
4. 採択件数はあらかじめ定めず、基準を満たした企画を採択する場合があります。

### 第4条（採択後の協力）

採択事業者は、本事業の実施にあたり、次の事項に協力するものとします。

- ① 主催者との打合せ及び事業進捗の共有
- ② 商品・メニュー等の写真撮影及び広報素材の提供
- ③ 主催者のウェブサイト、SNS、広報媒体等への掲載
- ④ 主催者が実施するPR活動への協力

### 第5条（採択事業者に与えられる権利）

採択事業者は、本事業に関し、次の権利を有します。なお、具体的内容（範囲・方法・時期等）は主催者が定めます。

- ① 本事業の認定ロゴやキャラクター（はねびよんを含む）等を、主催者等が定めるガイドラインに従い、その範囲及び期間に限り使用すること。

- ② 商品・メニュー等について、主催者のウェブサイト、SNS 等を通じて情報を発信してもらうこと。
- ③ 主催者が行う PR 活動による支援を受けること、写真を撮影した場合は主催者が定める条件にしたがい当該写真を利用できること。

#### **第6条（知的財産権）**

1. 応募企画に関する著作権、商標権その他の知的財産権は応募者に帰属します。
2. 主催者は、本事業の広報・記録・報告等のため、応募資料及び採択企画の内容、写真等を無償で使用でき、応募者は、著作者人格権を行使しないものとします。

#### **第7条（法令遵守）**

応募者は、商品・メニュー等の販売又は提供にあたり、関係法令を遵守するものとし、特に食品、酒類等については、食品衛生法、酒税法、景品表示法その他関係法令を遵守すること。

#### **第8条（禁止事項）**

採択事業者は、次の各号の行為を行ってはなりません。これに反することが判明した場合、主催者は催告の上、応募又は採択を取り消すことができるものとします。

- ① 本規約に違反すること。
- ② 認定ロゴその他主催者の標章を、ガイドラインに反して、又は主催者の承認なく使用すること。
- ③ 本事業又は主催者の名称を、主催者の承認なく自己の宣伝その他に利用すること。
- ④ 第三者の知的財産権その他の権利を侵害すること。
- ⑤ 虚偽又は誇大な表示、及びステルスマーケティングその他関係法令に違反する表示を行うこと。
- ⑥ 本事業又は主催者の信用を損なう行為をすること。
- ⑦ 採択事業者の地位を第三者に譲渡し、承継し、又は貸与すること。
- ⑧ その他前項各事由に準ずる行為をすること。

#### **第9条（反社会的勢力の排除）**

応募者は、暴力団、暴力団員その他反社会的勢力と関係を有していないことを表明し、保証するものとします。これに反することが判明した場合、主催者は何らの催告を要せず、応募又は採択を取り消すことができるものとします。

#### **第10条（免責事項）**

1. 主催者による支援は、商品化、販売実績、収益等を保証するものではありません。
2. 応募及び事業実施に要する費用は、応募者の負担とします。
3. 主催者は、応募者間又は第三者との間で生じたトラブルについて責任を負いません。

#### **第11条（個人情報の取扱い）**

1. 主催者は、応募により取得した個人情報を、本事業の運営、応募者及び採択事業者への連絡並びに本事業の広報のために利用します。
2. 主催者は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供しません。
3. 採択された場合、主催者は、事業者名、店舗名、商品名その他の応募内容を、本事業の広報のため、主催者のウェブサイト、SNS、広報媒体等で公表することがあります。

4. 主催者は、取得した個人情報を適切に管理します。本条に関するお問い合わせは、下記の主催者連絡先までご連絡ください。

**第 12 条（規約の変更）**

主催者は、必要があるときは、合理的な範囲で本規約を変更することができます。変更後の内容は、主催者のウェブサイト等で周知します。

**【主催者】**

一般社団法人大田観光協会

〒144-0035 東京都大田区南蒲田 1-20-20

大田区産業プラザ PiO 2 階